

法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：第23条第 1 項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第 2 項（犯罪被害者等早期援助団体） 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 1 条（指定の申請）、第 4 条（指定）、第 5 条（犯罪被害相談員等の要件）、第11条（指定等に関する意見聴取）
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体の指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁丙犯被発第 8 号）の別添を参照して行うものとする。
処 理 期 間：犯罪被害者等早期援助団体の指定については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：警察本部警務部警務課
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部警務課企画・指導係（電話048-832-0110）
備 考：